

2号認定こどもの利用者負担額(29年度額)

階層区分	定義	標準時間認定(最大11時間保育)		保育短時間認定(最大8時間保育)		
		3歳以上児		3歳以上児		
A	生活保護世帯	0		0		
B	市町村民税 非課税世帯	5,000		4,900		
C1	市町村民税 均等割課税世帯	13,000		12,700		
C2	市町村民税 所得割額	1円以上 48,600円未満	16,000		15,700	
C3		48,600円以上 58,000円未満	20,000		19,600	
C4		58,000円以上 97,000円未満	3歳児	4歳児以上児	3歳児	4歳児以上児
			26,000	25,000	25,500	24,500
C5		97,000円以上 134,000円未満	31,000	26,000	30,400	25,500
C6		134,000円以上 169,000円未満	32,000	27,000	31,400	26,500
C7		169,000円以上 301,000円未満	33,000	28,000	32,400	27,500
C8		301,000円以上	34,000	29,000	33,400	28,500

※上記表は第1子の保育料を記載。

(多子世帯の児童の数え方、減免額については、施設より配布される利用案内をご確認ください。)

※本園は子ども・子育て支援新制度に移行しているため、就園奨励費、就園費補助による減免は適用されません。

※高松市以外の市町村から通われる場合は、お住まいの市町村が定める保育料が適用されます。

- ・当園においては、園児の居住する市町村の定める保育料を毎月(8月も含みます。)徴収します。
- ・市町村の定める保育料は各世帯ごとに毎年の市町村民税に応じて設定されるため、年の途中(9月予定)で変更になる場合がありますので、ご了承下さい。
- ・入園後、遠足バス代、記念写真代など必要に応じて実費をいただきます。実費を徴収する場合には予め園だよりやお手紙でお知らせいたします。
- ・入園前に揃えていただく学用品、制服については、販売価格表にてご確認ください。